



Public Comment

藤岡市男女共同参画基本計画(案)への
意見を募集します

「藤岡市男女共同参画基本計画」を策定します。この計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、市内における男女共同参画社会の形成促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものです。

原案がまとまりましたので、パブリックコメント手続きにより意見を募集します。

日時 7月18日(火)～8月17日(木)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

閲覧場所 市役所市政情報コーナー、鬼石総合支所地域振興課、市ホームページ

意見を提出できる人 市内在住・在勤・在学の人、市内に事務所・事業所を有する法人・個人、その他利害関係を有する人

その他 提出された意見を考慮し「藤岡市男女共同参画基本計画」を策定します。意見の概要とその意見に対する市の考え方は、個人情報を除いて公開します。なお個々の意見に直接回答はしません

提出期間 7月18日(火)～8月17日(木)(必着)

提出方法 任意の様式に意見・住所・氏名を記入して、直接もしくは郵便・ファクス・メールのいずれかの方法で自治交流課(〒375-8601(住所記載不要)市役所自治交流課・☎④3252・✉soudan@city.fujioka.gunma.jp)へ

問い合わせ 自治交流課(☎④2211)

第5次藤岡市総合計画(案)への
意見を募集します

新たなまちづくりの指針となる「第5次藤岡市総合計画」を策定します。この計画は、生活環境、健康福祉、教育文化などすべての分野について長期的な視点に立って策定する、市の最上位計画です。

原案がまとまりましたので、パブリックコメント手続きにより意見を募集します。

日時 7月18日(火)～8月17日(木)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

閲覧場所 市役所市政情報コーナー、鬼石総合支所地域振興課、市ホームページ

意見を提出できる人 市内在住・在勤・在学の人、市内に事務所・事業所を有する法人・個人、その他利害関係を有する人

その他 提出された意見を考慮し「第5次藤岡市総合計画」を策定します。意見の概要とその意見に対する市の考え方は、個人情報を除いて公開します。なお個々の意見に直接回答はしません

提出期間 7月18日(火)～8月17日(木)(必着)

提出方法 任意の様式に意見・住所・氏名を記入して、直接もしくは郵便・ファクス・メールのいずれかの方法で企画課(〒375-8601(住所記載不要)市役所企画課・☎④3252・✉kikaku@city.fujioka.gunma.jp)へ

問い合わせ 企画課(☎④2424)

介護保険利用時の負担上限額変更

ひと月に利用した介護保険サービスの利用者負担が高額になった場合「高額介護サービス費」として申請により後から支給されます。

8月1日から、利用者負担上限の基準額が一部変更となります。

8月以降の金額 下図のとおり
※世帯の65歳以上の全員が利用者負担割合1割の世帯は年間上限が44万6400円になります(平成32年まで)

問い合わせ 介護高齢課(☎④2292)

対象となる人	利用者負担上限(月額)
現役並み所得者世帯	4万4,400円(世帯)
住民税の課税者がいる世帯で、上記に該当しない世帯	4万4,400円(世帯)※(3万7,200円から変更)
世帯全員が住民税非課税	2万4,600円(世帯)
前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	2万4,600円(世帯) 1万5,000円(個人)
生活保護の受給者など	1万5,000円(個人)

介護保険負担割合証の更新

要介護・要支援認定などを受けている人に交付されている「介護保険負担割合証」の適用期間が7月31日で終了します。新しい負担割合証(緑色)を7月中旬に郵送します。

必ず介護保険被保険者証と一緒に保管してください。

利用者負担割合 一定以上所得者は2割(65歳未満の人、生活保護受給者、住民税非課税の人を除く)、それ以外の人

問い合わせ 介護高齢課(☎④2292)

介護保険負担限度額認定の申請・更新



介護保険施設や短期入所を利用していただく場合には、これらの施設にかかる居住費や食費を所得に応じて軽減する制度があります。この制度を利用するには申請をして「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。

対象 ▼生活保護を受給している人▼世帯内および世帯分離している配偶者に住民税を課税されている人がいなく、預貯金などが1000万円以下(配偶者がいる場合は2000万円以下)の人
※本人の収入などにより自己負担限度額は3段階に区分
※対象外の場合でも高齢者夫婦世帯などは「特例減額措置」の対象となる場合もありますので相談してください
申請に必要な物 ▼申請書▼

現在交付されている認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も必要な人は8月末日までに更新の手続きをしてください。
申請・問い合わせ 介護高齢課(☎④2292)

社会福祉法人による利用者負担軽減制度

介護保険サービス利用促進を図るため、利用者の収入が一定以下の場合に、社会福祉法人が介護費・居住費・食費の利用者負担を軽減する制度があります。
対象 世帯全員が住民税非課税で次の要件の全てを満たす人▼年収が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるこ

とに50万円を加えた額以下▼預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加えた額以下▼日常生活に使う資産以外に活用できる資産がない▼負担能力のある親族などに扶養されていない▼介護保険料を滞納していない
対象サービス 軽減を実施す

る社会福祉法人が行う介護保険サービス
軽減の割合 利用者負担額の25%
申請に必要な物 ▼申請書▼
※申請書は介護高齢課・市ホームページにあります
申請・問い合わせ 介護高齢課(☎④2292)

公平委員会委員



永井 利昭 さん

6月に開催された第3回市議会定例会で同意を得て、永井利昭さん(鬼石)が公平委員会委員に選任されました。

固定資産評価
審査委員会委員



根岸 則雄 さん

6月に開催された第3回市議会定例会で同意を得て、根岸則雄さん(三本木)が固定資産評価審査委員会委員に選任されました。

古希野球全国大会出場を報告



鬼石古希ミカボクラブの皆さんが市長を表敬訪問し、10月27日から岡山県で開催される第27回全日本古希軟式野球大会への出場を報告しました。「全国大会にはなかなか出場することができないので、全国から集まるチームと交流を図り、楽しんできたい」と抱負を語り、市長から「全国大会での健闘をお祈りします」と激励されました。